

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、じん肺管理区分「管理3ロ、PR4A、続発性気管支炎」との決定を受け、以後療養を続けていたが、入院中のA病院において平成〇年〇月〇日に死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡とじん肺症との間に相当因果関係が認められず、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求代理人は、被災者は続発性気管支炎により、多量の痰が出て頻回の吸痰を必要としていたが痰が排出困難となって呼吸不全により死亡したものであるから、続発性気管支炎が被災者の死亡の有力な原因となっていると主張するので、以下検討する。

被災者のじん肺症に関して、B医師は意見書で、要旨、「画像所見から、じん肺所見はあるものの呼吸機能に影響のあるような病変は認められず、動脈ガス分析が正常範囲内であることから明らかなように、著しい呼吸障害はないと判断できる。平成〇年〇月〇日に多発外傷性脳梗塞を来し、寝たきりの状態になったためA病院に転院したが、同年〇月〇日及び〇月〇日の胸部CT写真でも急性肺炎や誤嚥性肺炎像は認めない。右片麻痺、左下肢の筋力低下が持続して体位変換が困難で、会話、意思疎通困難な寝たきり状態となり、平成〇年〇月〇日に急に喀痰を詰まらせて窒息により死亡した。この原因は、脳梗塞による全身の筋力低下、嚥下や喀痰排出機能の低下によるものであると見受けられる。」と述べている。

当審査会は、請求人の資料、医証及び画像などを検討したが、A病院の看護日誌においても平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの動脈血酸素飽和度は正常値を示していることから、肺機能は保たれていたと判断され、上記のB医師の意見書を妥当なものと判断する。

したがって、請求代理人の主張は採用できず、当審査会は、被災者の死亡とじん肺及び続発性気管支炎の間に相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。